

岡山大学経済学部規程

平成16年4月1日
岡大経規程第1号
改正 平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「学則」という。）の規定に基づき、岡山大学経済学部（以下「本学部」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(本学部の目的)

第2条 本学部は、経済学及び経営・会計学に関する専門の学術を教授研究し、社会的要請に応えうる人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学部は、前条の目的を達成するため、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 第1項の自己評価を行うため、岡山大学経済学部自己評価委員会（以下「自己評価委員会」という。）を置く。

4 自己評価委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表等)

第4条 本学部は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(組織的研修等)

第5条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施する。

(副学部長)

第6条 本学部に副学部長を置く。

2 副学部長に関し、必要な事項は、別に定める。

(昼間コース及び夜間主コース)

第7条 本学部経済学科に、昼間に授業を行うコース（以下「昼間コース」という。）及び主として夜間に授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）を置く。

(修業年限)

第8条 本学部の修業年限は4年とする。

2 夜間主コースの学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

3 長期履修に関し、必要な事項は、別に定める。

(最長在学年限)

第9条 本学部学生の在学期間は、8年を超えることができない。

2 学士入学した学生の在学期間は、4年を超えることができない。

(教育課程)

第10条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

(履修コース)

第11条 本学部の夜間主コースに、次の履修コースを置く。

総合学修コース

実践力強化コース

2 履修コースに関し、必要な事項は、別に定める。

(授業科目等)

第12条 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法の基準は、昼間コースにあつては別表1に定めるとおりとし、夜間主コースにあつては別表3に定めるとおりとする。ただし、必要があるときは、別表1及び別表3に掲げる授業科目以外の授業科目を特別に開講することがある。

2 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法の基準は、昼間コースにあつては別表2に定めるとおりとし、夜間主コースにあつては別表4に定めるとおりとする。ただし、必要があるときは、別表2及び別表4に掲げる授業科目以外の授業科目を特別に開講することがある。

3 授業は、講義、演習、実習、研究及び論文によって行う。なお、本学部科目区分(授業形態)における研究は、岡山大学学則第11条第三項2における例外に該当する。

4 本学部が教育上有益と認めるときは、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

5 本学部が教育上有益と認めるときは、第3項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことがある。

第13条 各年度において開講する授業科目、単位数、配当年次、時間数及び担当教員は、学年の始めに公示する。ただし、特別に開講されるものについては、この限りではない。

(単位の基準)

第14条 本学部の授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 四 研究については、個々の科目の特性に応じて設定する。
- 五 論文については、4単位とする。

(成績評価の基準)

第15条 本学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定めて、公表する。

2 前項の成績評価基準については、別に定める。

(単位の授与)

第16条 授業科目を履修した学生に対しては、前条の成績評価基準に照らし、試験の成績等により、単位を授与するものとする。

(履修の届出)

第17条 学生は、学期の始めの定められた期間に、履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。ただし、第13条ただし書きによる届出については、別に定める。

2 学生は、他の学部の授業科目を当該学部の定めるところにより履修することができる。

3 他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長の許可を受けるものとする。ただし、本学部夜間主コースの学生が本学法学部夜間主コースが開設する科目を履修する場合は、この限りではない。

(履修の制限等)

第18条 昼間コースの学生は、夜間主コースが開設する授業科目を履修することはできない。

2 夜間主コースの学生は、昼間コースが開設する授業科目を履修することができる。

(履修登録科目の上限設定等)

第19条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間又は1学期に登録できる単位数の上限を定める。

2 前項の規定にかかわらず、特別なコース及び特別な授業科目を履修する学生については、上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

3 履修登録科目の上限設定等については、別に定める。

(他学部学生の履修)

第20条 他の学部の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部長を経て、学部長の許可を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の学部の学生（法学部夜間主コースの学生を除く。）は、夜間主コースが開設する授業科目を履修することはできない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第21条 学生が他の大学（外国の大学を含む。以下この条について同じ。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。以下この条について同じ。）における授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により、学部長に願出しなければならない。

2 前項の願出があったときは、他の大学又は短期大学との協議による合意が得られたものについて、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第22条 学生が行った、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を本学部の授業科目の履修とみなし、単位を授与することがある。

2 前項の規定により授与することができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数等の認定)

第23条 学生が、本学部に入學する前に、大学若しくは外国の大学（外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）又は短期大学若しくは外国の短期大学（外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学部に入學した後の本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 学生が、本学部に入學する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

3 前2項の規定により、修得したものとみなし、又は、授与することがある単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第21条第2項及び前条第2項により本学部において修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えないものとする。

(教育職員免許状)

第24条 本学部において取得することができる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

教育職員免許状の種類	免許教科
高等学校教諭一種免許状	商業

2 前項の教育職員免許状を取得しようとする学生は、別に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

(単位修得試験等)

第25条 単位修得の認定は、第15条の成績評価基準に照らし、試験の成績等により行う。ただし、他の大学で修得した単位の認定は、当該大学の発行した単位修得証明書により、教授会の議を経て行う。

- 2 病気その他の理由により、定期試験を受験できなかった学生には、事情により追試験を行うことがある。
- 3 再試験は行わない。
- 4 試験において不正行為をした学生は、学則第58条第1項の規定による懲戒処分を受ける。

(卒業要件)

第26条 本学部の昼間コースの卒業要件は、第8条に規定する修業年限以上在学し、かつ、別表1及び別表2により、教養教育科目30単位以上及び専門教育科目84単位以上、合計で124単位以上修得することとする。

- 2 本学部の夜間主コースの卒業要件は、第8条に規定する修業年限以上在学し、かつ、別表3及び別表4により、次の各号に掲げる履修コース別に、それぞれ当該各号に定める単位を修得することとする。

一 総合学修コース

教養教育科目34単位以上及び専門教育科目90単位以上、合計で124単位以上

二 実践力強化コース

教養教育科目20単位以上及び専門教育科目104単位以上、合計で124単位以上

- 3 修得すべき単位に関し、必要な事項は、別に定める。
- 4 第17条第2項並びに第18条第2項及び第3項の規定により修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(早期卒業)

第27条 前条の規定にかかわらず、昼間コースにあつては本学部に3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得した学生が、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第89条に規定する卒業（以下「早期卒業」という。）を希望する場合は、卒業を認定することができる。

- 2 早期卒業の認定基準については、別に定め、公表する。

(学士入学)

第28条 次に掲げる者で、本学部に入學を志願するものについては、別に選考の上、学士入学として入學を許可することがある。

一 本学の学部を卒業した者

二 他の大学を卒業した者（外国の大学を卒業した者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。）

三 法第104条第4項により学士の学位を授与された者

- 2 前項の規定により入學した学生の在學すべき期間は、2年以上とする。

(転学)

第29条 他の大学に在學している者、外国の大学に在學している者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在學している者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で本学部に入學を志願する者がある場合は、選考の上、入學を許可することがある。

- 2 前項の規定により入學を志願する者は、現に在學する大学の長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。

- 3 本学部の学生が、他の大学に転學を志願しようとするときは、学部長の許可を得た上で転學の手続きをしなければならない。

(編入学)

第30条 次の各号の一に該当し、又はこれに準ずる者で、本学部に入學を志願する者がある場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、入學を許可することがある。

一 大学を卒業した者（外国の大学を卒業した者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。）

二 短期大学を卒業した者（外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当

該課程を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。）

三 高等専門学校を卒業した者

四 法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者

五 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所を卒業した者

六 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者

七 その他本学部において第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の学力があると認めたる者

（転学部）

第31条 本学の他の学部_に在学している学生で本学部_に転学部を志願する学生がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により転学部を志願する学生は、現に在学する学部の学部長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。

3 本学部の学生が、本学の他の学部_に転学部を志願しようとするときは、学部長の許可を得た上で転学部の手続きをしなければならない。

（転コース）

第32条 本学部の昼間コースの学生で本学部の夜間主コース_に転コースを志願する者がある場合は、選考の上、転コースを許可することがある。

2 本学部夜間主コースから本学部昼間コースへの転コースは認めないものとする。

（在学期間の通算等）

第33条 学士入学、転学、編入学、転学部をした学生の既修得単位及び在学期間の認定は、教授会において行う。

2 学則第30条第2項及び第3項の規定による科目等履修生としての学修期間の修業年限への通算については、別に定める。

（科目等履修生）

第34条 本学の学生以外の者で、本学部が開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、本学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

（特別聴講学生）

第35条 他の大学（外国の大学を含む。）又は短期大学（外国の短期大学を含む。）の学生で本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学または当該短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることがある。

（研究生）

第36条 本学部において特定の事項について研究を希望する者があるときは、本学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

（委託生）

第37条 公の機関等からその所属職員につき、聴講科目若しくは研究事項を定め、又は研修について、委託の願い出があるときには、本学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

（科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び委託生に関する事項）

第38条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び委託生に関する事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1及び別表3の教養教育科目に係る規定については、平成29年度入学生から適用する。

別表 1 (第 12 条, 第 26 条関係) 昼間コースの教養教育科目

科目区分及び授業科目			卒業要件単位数	
導入教育	補習教育	高大接続科目	卒業要件単位外 (自由選択)	
	ガイダンス	全学ガイダンス科目	1 単位必修	
		修学の方法	2 単位必修	
言語	英語	英語コミュニケーション1-1 英語コミュニケーション1-2 英語コミュニケーション2-1 英語コミュニケーション2-2 英語コミュニケーション3-1 英語コミュニケーション3-2 英語コミュニケーション4-1 英語コミュニケーション4-2 英語コミュニケーション5-1 英語コミュニケーション5-2 英語コミュニケーション6-1 英語コミュニケーション6-2	各 0.5 単位 (合計 6 単位) 必修	
		プレ上級英語 上級英語 英語特別演習	自由選択	
	初修外国語	初修外国語系科目	自由選択	
	日本語	日本語系科目 (留学生対象)	自由選択	
	知的理解	現代と社会	人文・社会科学系科目	2 単位選択必修
		現代と生命	生命科学系科目	2 単位選択必修
現代と自然		自然科学系科目	2 単位選択必修	
実践知・感性	実践知	実践・社会連携系科目	自由選択	
	芸術知	芸術系科目		
汎用的技能と健康	情報教育	情報リテラシー系科目	1 単位必修	
		I C T (Information & Communication Technology) 系科目	自由選択	
	キャリア教育	キャリア教育・学生支援系科目	自由選択	
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学系科目		
アカデミック・ライティング	アカデミック・ライティング科目			
高年次教養		高年次教養科目	1 単位必修	
必修・選択必修の単位数を超えて単位修得した科目 (卒業要件外科目を除く)			自由選択	
合 計			30 単位以上 40 単位まで	

開講授業科目及びその単位数については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。

外国人留学生が、日本語系科目の単位を修得した場合、1 単位まで英語科目 (自由選択) の単位とみなすことができる。

別表2（第12条，第26条関係） 昼間コースの専門教育科目

専門基礎科目

授 業 科 目	単 位	卒業要件単位数
経済思想	1	10単位 選択必修
ミクロ経済学入門	1	
マクロ経済学入門	1	
貨幣経済基礎	1	
統計学入門	1	
経済・経営数学Ⅰ	1	
経済・経営数学Ⅱ	1	
経営学入門Ⅰ	1	
経営学入門Ⅱ	1	
簿記入門	1	
会計学入門	1	
現代日本経済史	1	
日本経済入門	1	
グローバル経済入門	1	

専門科目

授 業 科 目	単 位	卒業要件単位数
ミクロ経済学	2	自由選択
マクロ経済学	2	
社会経済学	2	
統計解析	1	
計量経済学Ⅰ	2	
計量経済学Ⅱ	1	
オペレーションズ・リサーチ	1	
応用データ分析	1	
多変量解析法	1	
経済情報処理基礎	1	
数理経済学	1	
ゲーム理論	2	
応用経済数学	1	
経済変動論	1	
国際経済学	2	
公共経済学	1	
環境経済学	2	
社会政策論	1	
労働経済学	2	
社会保障論	2	
財政学Ⅰ	1	
財政学Ⅱ	1	
地方財政論Ⅰ	1	
地方財政論Ⅱ	1	
金融市場論	1	

金融政策論	1	
国際金融論	1	
地域経済学	2	
都市経済学	2	
経済学史Ⅰ	2	
経済学史Ⅱ	1	
社会経済学特論	1	
日本経済史	1	
近世日本経済史	1	
東洋経済史	1	
東アジア経済発展史	1	
欧米経済史	1	
欧米経済論	1	
グローバル経済史	1	
世界経済論Ⅰ	1	
世界経済論Ⅱ	2	
日本経済Ⅰ	1	
日本経済Ⅱ	1	
ヨーロッパ経済論	1	
ヨーロッパ経済論演習	1	
中国経済論Ⅰ	1	
中国経済論Ⅱ	2	自由選択
経営戦略論Ⅰ	1	
経営戦略論Ⅱ	1	
国際経営Ⅰ	1	
国際経営Ⅱ	1	
経営組織論Ⅰ	1	
経営組織論Ⅱ	1	
日本企業論	1	
人的資源管理論	1	
リーダーシップ論	1	
組織行動論Ⅰ	1	
組織行動論Ⅱ	1	
マーケティングⅠ	1	
マーケティングⅡ	1	
マーケティング戦略論	1	
現代ファイナンスⅠ	2	
現代ファイナンスⅡ	1	
簿記論Ⅰ	1	
簿記論Ⅱ	1	
上級簿記論Ⅰ	1	
上級簿記論Ⅱ	1	
制度会計論Ⅰ	1	
制度会計論Ⅱ	1	
財務会計論Ⅰ	1	
財務会計論Ⅱ	1	
管理会計論	1	

原価計算論	1	
工業簿記論	1	
工業簿記演習 I	1	
工業簿記演習 II	1	
税務会計論 I	1	
税務会計論 II	1	
監査論 I	1	
監査論 II	1	
経済英語 I	2	
経済英語 II	2	
各国経済ビジネス事情 in English 1	2	
各国経済ビジネス事情 in English 2	2	
プログラミング入門	2	
実践コミュニケーション論	2	
就業体験実習	各 1, 2	
*企業取引法 a	1	
*企業取引法 b	1	
*企業取引法 c	1	自由選択
*会社法 a	1	
*会社法 b	1	
*会社法 c	1	
*民法総則 a	1	
*民法総則 b	1	
*物権法	1	
*税法 a	1	
*税法 b	1	
*税法 c	1	
特殊講義	各 1 ~ 2	
卒業論文	4	
海外特別演習	各 0.5 ~ 2	
日本経済事情 I A (外国人留学生のみ)	2	
日本経済事情 I B (外国人留学生のみ)	2	
日本経済事情 II A (外国人留学生のみ)	2	
日本経済事情 II B (外国人留学生のみ)	2	
選定図書レポート	各 0.5	1 単位必修
基礎研究	各 1	3 単位必修
卒業研究	各 2	8 単位必修
高度学修指導	各 1	卒業要件外 (自由選択)
他学部の専門教育科目 (教養教育科目扱いの科目を除く)	当該学部の 定めによる	自由選択
合 計		7 4 単位以上 8 4 単位まで

*は法学部開講科目だが、本学部の専門科目として扱う。

別表3（第12条，第26条関係） 夜間主コースの教養教育科目

科目区分及び授業科目			卒業要件単位数	
			総合学修コース	実践力強化コース
導入教育	補習授業	高大接続科目	卒業要件単位外	
	ガイダンス科目	全学ガイダンス科目	1単位必修	
		修学の方法	2単位必修	
言語	英語	英語（ネイティブ）	2単位必修	
		英語（オラコン） 英語（作文・文法） 英語（読解） 英語（検定）	4科目（各2単位）から2科目（4単位） 選択必修	
		プレ上級英語 上級英語	自由選択	
	初修外国語	初修外国語系科目	自由選択	
知的理解	現代と社会	人文・社会科学系科目	2学系を選択して各1科目（2単位） 合計4単位を選択必修	
	現代と生命	生命科学系科目		
	現代と自然	自然科学系科目		
実践知・感性	実践知	実践・社会連携系科目	自由選択	
	芸術知	芸術系科目		
汎用的技能と健康	情報教育	情報リテラシー系科目	2単位必修	
		I C T（Information & Communication Technology）系科目	自由選択	
	キャリア教育	キャリア教育・学生支援系科目		
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学系科目		
	アカデミック・ライティング	アカデミック・ライティング科目		
必修・選択必修の単位数を超えて単位修得した科目 （卒業要件外科目を除く）				
放送大学との単位互換科目	本学部で公示する以外の放送大学科目			
高年次教養科目			1単位必修	
合 計			34単位	20単位

開講授業科目及びその単位数については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。

別表4（第12条，第26条関係） 夜間主コースの専門教育科目

科目区分	授 業 科 目	単 位	卒業要件単位数	
			総合学修コース	実践力強化コース
専門科目 (専門講義科目)	ミクロ経済学入門	2	34単位 選択必修	34単位 選択必修
	マクロ経済学入門	2		
	経済・経営数学	2		
	統計学	2		
	計量経済学	2		
	データ解析	2		
	社会経済学	2		
	国際経済学	2		
	社会保障論	2		
	公共経済学	2		
	日本経済・政策	2		
	金融論	2		
	労働市場政策の分析	2		
	地方財政論	2		
	環境経済学	2		
	財政学	2		
	都市と地域の経済学	2		
	欧米経済史	2		
	東アジア経済史	2		
	グローバル経済論	2		
	現代日本経済史	2		
	経済学史	2		
	中国経済論	2		
	世界経済論	2		
	経営学入門	2		
	ファイナンス	2		
	マーケティング	2		
	経営戦略論	2		
	企業マネジメント論	2		
	国際経営	2		
	組織行動論	2		
	会計学入門	2		
	管理会計論	2		
財務会計論	2			
制度会計論	2			
特殊講義	各1, 2			
経済学部昼間コースの 専門講義科目	各1, 2			

専門科目 (専門演習科目)	ミクロ経済学演習 A	2	20 単位 選択必修	34 単位 選択必修
	ミクロ経済学演習 B	2		
	マクロ経済学演習 A	2		
	マクロ経済学演習 B	2		
	経済変動論演習 A	2		
	経済変動論演習 B	2		
	経済・経営数学演習 A	2		
	経済・経営数学演習 B	2		
	統計学演習 A	2		
	統計学演習 B	2		
	計量経済学演習 A	2		
	計量経済学演習 B	2		
	データ解析演習 A	2		
	データ解析演習 B	2		
	社会経済学演習 A	2		
	社会経済学演習 B	2		
	社会保障論演習 A	2		
	社会保障論演習 B	2		
	日本経済論演習 A	2		
	日本経済論演習 B	2		
	金融論演習 A	2		
	金融論演習 B	2		
	労働経済学演習 A	2		
	労働経済学演習 B	2		
	地方財政論演習 A	2		
	地方財政論演習 B	2		
	財政学演習 A	2		
	財政学演習 B	2		
	都市・地域経済学演習 A	2		
	都市・地域経済学演習 B	2		
	欧米経済史演習 A	2		
	欧米経済史演習 B	2		
	東アジア経済史演習 A	2		
	東アジア経済史演習 B	2		
	グローバル経済論演習 A	2		
	グローバル経済論演習 B	2		
	日本経済史演習 A	2		
	日本経済史演習 B	2		
	経済学史演習 A	2		
	経済学史演習 B	2		
中国経済論演習 A	2			
中国経済論演習 B	2			
世界経済論演習 A	2			
世界経済論演習 B	2			
経営組織論演習 A	2			
経営組織論演習 B	2			
ファイナンス演習 A	2			

	ファイナンス演習 B	2		
	マーケティング演習 A	2		
	マーケティング演習 B	2		
	経営戦略論演習 A	2		
	経営戦略論演習 B	2		
	企業マネジメント論演習 A	2		
	企業マネジメント論演習 B	2		
	国際経営演習 A	2		
	国際経営演習 B	2		
	組織行動論演習 A	2		
	組織行動論演習 B	2		
	会計学演習 A	2		
	会計学演習 B	2		
	管理会計論演習 A	2		
	管理会計論演習 B	2		
	財務会計論演習 A	2		
	財務会計論演習 B	2		
	制度会計論演習 A	2		
	制度会計論演習 B	2		
	経済英語演習 I	2		
	経済英語演習 II	2		
専門科目 (論文)	卒業論文	4		
専門科目 (研究)	テーマ学修	各 2	自由選択	自由選択
	選定図書レポート	各 0.5		
	経済学部昼間コースの 卒業研究	各 2		
	高度学修指導	各 1	卒業要件外 (自由選択)	
専門科目 (実習)	就業体験実習	1, 2	自由選択	自由選択
専門科目 (演習)	海外特別演習	各 0.5 ~ 2		
他学部の 専門教育科目	教養教育科目扱いのもの を除く科目	当該学部の 定めによる		
放送大学との 単位互換科目	本学部で公示する科目以外の 放送大学科目	放送大学の 定めによる		
合 計			90 単位	104 単位

岡山大学経済学部履修細則【昼間コース】

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学経済学部規程（平成16年岡大経規程第1号）の規定に基づき、岡山大学経済学部（以下「本学部」という）昼間コースにおける授業科目の履修方法について、必要な事項を定めるものである。

(教育課程)

第2条 本学部昼間コースの教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

(4学期制)

第3条 本学部昼間コースの授業は「4学期制」に沿って開講する。4学期制は2か月を1学期とし、1学年を第1学期から第4学期の4学期に区分し、以後第4学年まで計16学期にわたり教育課程（カリキュラム）の編成を行う。これらの学年、学期は次のとおりである。

学 年	第 1 学 年		第 2 学 年		第 3 学 年		第 4 学 年	
学 期	第1学期	第2学期	第1学期	第2学期	第1学期	第2学期	第1学期	第2学期
	第3学期	第4学期	第3学期	第4学期	第3学期	第4学期	第3学期	第4学期

(教養教育科目)

第4条 教養教育科目の授業科目名及び履修方法等は別に定める。

(専門教育科目)

第5条 本学部で開講する専門教育科目は別に定める。

2 専門教育科目は、対象年次以上の学生が履修できる。

3 専門教育科目は、別に定めのない限り、同一名の授業科目を重複して履修することはできない。

(ユニット及びモジュール)

第6条 本学部昼間コースに、ユニット（分野別・特色別小科目群）及びモジュール（複数ユニットを連結した系統別大科目群）を置く。

2 ユニット及びモジュールの授業科目等は別に定める。

(副専攻コース)

第7条 成績優秀者には、他学部開設の副専攻コースの履修を許可することがある。

2 副専攻コースに関し必要な事項は別に定める。

(グローバル人材育成特別コース)

第8条 グローバル人材育成特別コースの履修を許可することがある。

2 グローバル人材育成特別コースに関し必要な事項は別に定める。

(履修単位数の上限)

第9条 本学部昼間コースにおける履修単位数の上限は、年間44単位（集中講義科目と選定図書レポートは含めない）とする。ただし、交流協定等に基づく3ヶ月以上の留学後は、3年次まで履修単位の上限を年間60単位とする。また、4年次は履修単位数の上限は設けない。

2 卒業要件単位数に算入しない「高度学修指導」は履修単位数の上限には含まない。

3 卒業要件単位数に算入しない「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」「職業指導に関する科目」「副専攻コース」等と、卒業要件単位数に算入する「グローバル人材育成特別コース」の履修については、履修単位数の上限には含まない。

4 補習教育の授業科目は履修単位数の上限には含まない。

(卒業要件単位数)

第10条 本学部昼間コースの卒業要件単位数は、次の各項が定める単位を含めて、合計124単位とする。

2 教養教育科目は、以下の各項に従い、経済学部規程別表1「昼間コースの教養教育科目」に定める単位を含めて30単位以上を修得することとし、40単位を限度に卒業要件単位に含める。

一 人文・社会科学系科目、生命科学系科目、自然科学系科目はそれぞれ2単位を選択必修とする。

二 英語科目は、「英語コミュニケーション1-1」から「英語コミュニケーション6-2」まで各0.5単

位、合計6単位を必修とする。ただし、外国人留学生は、日本語科目の1単位の履修をもって英語科目の1単位分に代えることができる。

三 情報リテラシー系科目は1単位を必修とする。

四 全学ガイダンス科目は1単位必修、学部ガイダンス科目「修学の方法」は2単位必修とする。

五 補習教育の授業科目の修得単位については、卒業要件単位に算入できない。

3 専門教育科目は、次の各号に従い、下表に定める単位を含めて、84単位以上を修得することとし、94単位を限度に卒業要件単位に含める。

一 外国人留学生が外国人留学生用の授業科目を修得した場合は、専門科目の自由選択科目とする。

二 他学部の専門教育科目の修得単位は、20単位を限度とし、専門科目の自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。ただし、他学部の専門教育科目の中には、教養教育科目へ読み替える科目がある。

三 「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」「職業指導に関する科目」「副専攻コース」の修得単位については、卒業要件単位に算入できない。

科目区分	授 業 科 目	卒業要件単位数
専門基礎科目	経済学部開講の専門基礎科目	10単位選択必修
専門科目	選定図書レポート 基礎研究 卒業研究	1単位必修 3単位必修 8単位必修
	選定図書レポート、基礎研究、卒業研究以外の専門科目 10単位を超える専門基礎科目 1単位を超える選定図書レポート（必修1単位とは別に2単位まで） 3単位を超える基礎研究（必修3単位とは別に3単位まで） 副専攻として履修を認められた卒業研究 教養教育科目へ読み替えない他学部の専門教育科目（20単位まで）	62単位以上 72単位以内 自由選択
合 計		84単位以上 94単位以内

4 入学前あるいは入学後に国内外の他の大学・短期大学で修得した単位を、60単位を限度に本学部の授業科目（教養教育科目及び専門教育科目）の単位に読み替えて、卒業要件単位に算入することがある。

（選定図書レポート）

第11条 選定図書レポートは、1年次から履修でき、原則として2年次末までに履修することとする。履修方法等は別に定める。

2 選定図書レポートの単位は各0.5単位で、1単位を必修とする。

3 1単位を超えて修得した選定図書レポートの単位は、最大2単位を専門科目の自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。

（基礎研究）

第12条 基礎研究は、1年次の第3学期から2年次の第4学期までに履修できる。履修方法等は別に定める。

2 基礎研究の単位は各1単位で、3単位を必修とする。

3 3単位を超えて修得した基礎研究の単位は、最大3単位を専門科目の自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。

4 基礎研究は、原則としてすべて異なる担当教員の科目を履修しなければならない。履修方法等に定める条件を満たして例外的に同じ教員の科目履修が認められた場合には、その修得単位は卒業要件単位には算入できるが、必修の3単位には含まれない。

（卒業研究）

第13条 卒業研究は、担当教員の選考を経て、3年次及び4年次に履修できる。選考方法等は別に定める。

2 卒業研究は、2年次修了までに基礎研究を3単位以上及び選定図書レポートを1単位以上修得済みか、もしくは修得見込みであることを履修条件とする。ただし、特別な事情を有する場合で、教務委員会の承認を得た学生についてはこの限りでない。

- 3 卒業研究の単位は各2単位で、8単位を必修とする。履修の上限は、原則として3年次及び4年次に各4単位とする。ただし、本学部が定める早期卒業候補者の認定基準を満たした早期卒業希望者には、3年次に8単位の履修を認める。
- 4 必修の卒業研究（主専攻）の他に、別の教員の卒業研究（副専攻）を履修して、その単位を自由選択科目として卒業要件単位に算入することができる。ただし、副専攻の卒業研究が履修できるのは、指導教員と担当教員の許可を得た場合に限られる。

（卒業論文）

- 第14条** 卒業論文は、担当教員の許可を得た上で、4年次に履修できる。ただし、本学部が定める早期卒業候補者の認定基準を満たした早期卒業希望者には、3年次での履修を認める。申請方法等は別に定める。
- 2 卒業論文の単位は4単位とし、専門科目の自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。ただし、早期卒業希望者は必ず履修しなければならない。

（高度学修指導）

- 第15条** 高度学修指導は、高度職業人や大学院進学等を目指す学生が、指導を受けることを希望する教員による選考を経て履修できる。申請方法等は別に定める。
- 2 高度学修指導は、原則として1年次の第3学期から履修を開始し、4年次まで履修することができる。ただし、2年次の第2学期までであれば、途中からの履修を認めることがある。
 - 3 高度学修指導の単位は各1単位で、各学期に1単位を履修できる。ただし、修得した単位を卒業要件単位に算入することはできない。

（履修登録）

- 第16条** 履修登録は、原則として各学年の第1学期初め、及び第3学期初めの定められた期間に行わなければならない。
- 2 履修登録は、教養教育科目及び専門教育科目について学内パソコンよりWEB入力で行う。
 - 3 選定図書レポートについては、定められた提出期間にレポートを提出したことによって履修登録を行ったものと見なす。
 - 4 基礎研究の履修手続きについては、別途掲示する。
 - 5 特殊講義（国際的人材育成プログラム）の履修手続きについては、別途掲示する。
 - 6 就業体験実習の履修手続きについては、別途掲示する。
 - 7 海外特別演習の履修手続きについては、別途掲示する。
 - 8 他学部開講科目（教職関係科目を含む）を履修しようとする学生は、当該科目が開講される学部の時間割等を自身で確認の上、履修登録を行う。
 - 9 授業時間の重複する授業科目を選択した場合には、そのいずれの科目についても無効とする。

（成績優秀認定）

- 第17条** 経済学部独自で成績優秀な学生の認定を行う。
- 2 本制度は、学生の学修到達度と能力特性の認識を助け、学修計画の適切化、学修モチベーション向上及び進路開拓に資することを目的とする。
 - 3 成績優秀認定の種類及び基準に関し必要な事項は別に定める。

岡山大学経済学部履修細則【夜間主コース】

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学経済学部規程（平成16年岡大経規程第1号）の規定に基づき、岡山大学経済学部（以下「本学部」という）夜間主コースにおける授業科目の履修方法について、必要な事項を定めるものである。

(教育課程)

第2条 本学部夜間主コースの教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

(Semester制)

第3条 本学部夜間主コースの授業は「Semester制」に沿って開講する。Semester制は半年を1学期とし、1学年を原則として前期及び後期の2学期に区分し、以後第4学年まで計8学期にわたり教育課程（カリキュラム）の編成を行う。これらの学年、学期及びSemesterの関係は次のとおりである。

学年	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年	
Semester	第1Semester	第2Semester	第3Semester	第4Semester	第5Semester	第6Semester	第7Semester	第8Semester
期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期

(教養教育科目)

第4条 教養教育科目の授業科目名及び履修方法等は別に定める。

(専門教育科目)

第5条 本学部で開講する専門教育科目は別に定める。

2 専門教育科目は、対象年次以上の学生が履修できる。

3 専門教育科目は、別に定めのない限り、同一名の授業科目を重複して履修できない。また、昼間コースと夜間主コース間で重複履修不可に指定された授業科目を重複して履修できない。

(履修コース)

第6条 本学部夜間主コースに「総合学修コース」及び「実践力強化コース」の二つの履修コースを置く。

2 学生は、2年次初めから希望する履修コースに所属する。ただし、所属する履修コースは変更することができる。履修コースの希望や変更に関する手続き等は別に定める。

(副専攻コース)

第7条 成績優秀者には、他学部開設の副専攻コースの履修を許可することがある。

2 副専攻コースに関し必要な事項は別に定める。

(グローバル人材育成特別コース)

第8条 グローバル人材育成特別コースの履修を許可することがある。

2 グローバル人材育成特別コースに関し必要な事項は別に定める。

(履修単位数の上限)

第9条 本学部夜間主コースにおける履修単位数の上限は、次の各号のとおりとする。

一 夜間の授業科目は無制限とする。

二 集中講義は無制限とする。

三 昼間の授業科目（集中講義を除く）は年間20単位までとする。

2 卒業要件単位数に算入しない「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」「職業指導に関する科目」「副専攻コース」等と、卒業要件単位数に算入する「グローバル人材育成特別コース」の履修については、履修単位数の上限に含まない。

3 補習教育の授業科目は履修単位数の上限には含まない。

(卒業要件単位数)

第10条 本学部夜間主コースの卒業要件単位数は、次の各項が定める単位を含めて、合計124単位とする。

2 教養教育科目は、次の各号に従い、経済学部規程別表3「夜間主コースの教養教育科目」に定める単位を含めて、総合学修コースは34単位、実践力強化コースは20単位以上を修得することとする。

一 人文・社会科学系科目、生命科学系科目、自然科学系科目は、この中から2学系を選択し、それぞれ2

単位（合計4単位）を選択必修とする。

二 英語科目は、「英語（ネイティブ）」2単位を必修とする。また、「英語（オラコン）」「英語（作文・文法）」「英語（読解）」「英語（検定）」の中から2授業科目（4単位）を選択必修とする。

三 情報リテラシー系科目は2単位を必修とする。

四 全学ガイダンス科目は1単位必修、学部ガイダンス科目「修学の方法」は2単位必修とする。

五 補習教育の「初等数学」等の修得単位は、卒業要件単位に算入できない。

3 専門教育科目は、次の各号に従い、下表に定める単位を含めて、総合学修コースは90単位、実践力強化コースは104単位以上を修得することとする。

一 「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」及び「職業指導に関する科目」並びに「副専攻コース」の修得単位については、卒業要件単位に算入できない。

二 その他、本細則第9条の履修上限及び第11条の卒業要件算入単位数の制限を受ける。

授 業 科 目		卒業要件単位数	
		総合学修コース	実践力強化コース
専門講義科目	経済学部夜間主コースの経済・経営基盤科目 経済学部昼間コースの専門講義科目	34単位 選択必修	
専門演習科目	経済学部夜間主コースの経済・経営実践科目 (演習A, 演習B, 経済英語演習)	20単位 選択必修	34単位 選択必修
テーマ学修（最大12単位） 卒業論文（4単位）			
選択必修単位数を超えて修得した専門講義科目 選択必修単位数を超えて修得した専門演習科目 選定図書レポート（2単位まで） 昼間コースの卒業研究（8単位まで） 就業体験実習（2単位まで） 海外特別演習（2単位まで） 他学部の専門教育科目（昼間開講は20単位まで） 本学部が公示した放送大学との単位互換科目 (教養教育科目に含めるものと合わせて30単位まで)		36単位 自由選択	
合 計		90単位	104単位

4 放送大学が提供する本学との単位互換科目を、合計30単位まで卒業要件単位に算入できる。そのうち、本学部が公示した授業科目は専門科目の自由選択科目とし、それ以外の授業科目は教養教育科目の自由選択科目とする。履修手続きや単位認定等の詳細は別に定める。

5 入学前あるいは入学後に国内外の他の大学・短期大学で修得した単位を、60単位を限度に本学部の授業科目（教養教育科目及び専門教育科目）の単位に読み替えて、卒業要件単位に算入することがある。

（昼間開講科目の卒業要件算入単位数）

第11条 昼間に開講される教養教育科目・本学部専門教育科目・他学部専門教育科目の卒業要件算入単位数については、次の各項に従い、下図に定めるとおりとする。

2 卒業要件算入単位数は最終年次までの通算とする。なお、履修の結果、卒業要件算入単位数を超えて単位を修得した場合は、その超えた単位数は卒業要件単位に算入しない。

3 他学部が昼間に開講する専門教育科目のうち、全ての学部の学生を履修対象として開講している特定の授業科目（昼間の教養教育科目履修の手引・授業時間表を参照）を履修し、単位を修得した場合は、昼間開講の教養教育科目として卒業要件単位に算入する。

4 履修できる昼間開講の教養教育科目は、原則として本学部昼間コース学生と同様とする。ただし、ガイダンス科目、情報処理入門、英語、ドイツ語、フランス語、中国語の各科目は履修できない。

副専攻コース及びグローバル人材育成特別コースの学生は、これにかかわらず、昼間開講の英語科目を履修することができる。

5 経済学部昼間コースの基礎研究は履修できない。

卒業要件単位数に算入できる昼間開講科目の単位		
合計 40 単位まで		
昼間開講の 教養教育科目 20 単位まで	経済学部昼間コースの 専門教育科目 40 単位まで	他学部の 昼間開講専門教育科目 20 単位まで

(専門演習科目)

第 12 条 専門演習科目については、演習 A 及び経済英語演習は 2 年次から履修でき、演習 B は 3 年次から履修できる。ただし、教職課程履修者はこの履修年次制限の対象外とする。

- 2 専門演習科目の単位は、総合学修コースでは 20 単位以上、実践力強化コースではテーマ学修及び卒業論文の修得単位と合わせて 34 単位以上を修得しなければならない。
- 3 上記の単位を超えて修得した専門演習科目の単位は、専門科目の自由選択科目として、卒業要件単位数に算入できる。
- 4 専門演習科目では原則として履修者の選考を行わない。ただし、履修希望者が多数の場合は選考を行うことがある。

(テーマ学修)

第 13 条 テーマ学修は、担当教員の許可を得た上で、2 年次から履修できる。申請方法等は別に定める。

- 2 テーマ学修の単位は各 2 単位で、各学期に 2 単位を履修できる。総合学修コースでは専門科目の自由選択科目、実践力強化コースでは選択必修科目として、最大 12 単位を卒業要件単位数に算入できる。
- 3 テーマ学修を履修する場合は、重複して昼間コースの卒業研究は履修できない。

(選定図書レポート)

第 14 条 選定図書レポートは、1 年次から履修できる。履修方法等は別に定める。

- 2 選定図書レポートの単位は各 0.5 単位で、最大 2 単位を専門科目の自由選択科目として卒業要件単位数に算入できる。

(卒業論文)

第 15 条 卒業論文は、担当教員の許可を得た上で、4 年次に履修できる。申請方法等は別に定める。

- 2 卒業論文の単位は 4 単位とし、総合学修コースでは専門科目の自由選択科目、実践力強化コースでは選択必修科目として、卒業要件単位数に算入できる。

(昼間コースの卒業研究)

第 16 条 昼間コースの卒業研究は、担当教員の許可を得た上で、3 年次から履修できる。その際に昼間コース学生にたいして定められた履修条件を満たす必要はない。申請方法等は別に定める。

- 2 昼間コースの卒業研究の単位は各 2 単位で、各学期に 2 単位を履修でき、最大 8 単位を専門科目の自由選択科目として卒業要件単位数に算入できる。
- 3 昼間コースの卒業研究を履修する場合は、重複してテーマ学修は履修できない。

(高度学修指導)

第 17 条 高度学修指導は、高度職業人や大学院進学等を目指す学生が、指導を受けることを希望する教員による選考を経て履修できる。申請方法等は別に定める。

- 2 高度学修指導は、原則として 1 年次の後期から履修を開始し、4 年次まで履修することができる。ただし、2 年次の前期までであれば、途中からの履修を認めることがある。
- 3 高度学修指導の単位は各 1 単位で、各学期（4 学期制における学期）に 1 単位を履修できる。ただし、修得した単位を卒業要件単位数に算入することはできない。

(履修登録)

第 18 条 履修登録は、原則として各学年の第 1 学期（前期）初め、及び第 3 学期（後期）初めの定められた期間に行わなければならない。

- 2 履修登録は、教養教育科目及び専門教育科目について学内パソコンより WEB 入力で行う。
- 3 選定図書レポートについては、定められた提出期間にレポートを提出したことによって履修登録を行った

ものと見なす。

- 4 特殊講義（国際的人材育成プログラム）の履修手続きについては、別途掲示する。
- 5 就業体験実習の履修手続きについては、別途掲示する。
- 6 海外特別演習の履修手続きについては、別途掲示する。
- 7 他学部開講科目（教職関係科目を含む）を履修しようとする学生は、当該科目が開講される学部の時間割等を自身で確認の上、履修登録を行う。
- 8 授業時間の重複する授業科目を選択した場合には、そのいずれの科目についても無効とする。

（成績優秀認定）

第 19 条 経済学部独自で成績優秀な学生の認定を行う。

- 2 本制度は、学生の学修到達度と能力特性の認識を助け、学修計画の適切化、学修モチベーション向上及び進路開拓に資することを目的とする。
- 3 成績優秀認定の種類及び基準に関し必要な事項は別に定める。

IV. 附 録